

オープンデータの利用ルール

- データの二次利用を容易に可能とするためには、どのようなルールが必要か。

1. 既存の利用ルール（CC-BYと政府標準利用規約）

○国際的なルール

CC-BY

- 出典を記載すれば、基本的には自由に二次利用可能
(参考) 「諸外国ではCC-BYライセンスを採用するか、これと互換性のある利用ルールを採用することが多く、CC-BYがオープンデータにおける事実上の国際的な標準利用ルールとなっている。」（オープンデータ流通推進コンソーシアム「オープンデータガイド第1版」）

○日本政府のルール

①政府データカタログサイト「DATA. GO. JP」利用規約

- 「CC-BY」を基本の利用条件としつつ、第三者権利に関する留意事項や無保証であることなども規定。政府標準利用規約を利用条件として選択することも可能。
《追加された主な規定》
 - i) 第三者権利について：利用者の責任で第三者の許諾を得ること
 - ii) 免責について：公表者は何らの責任を負わない 等

②政府標準利用規約（各府省ホームページの利用規約のひな形）

- 「政府データカタログサイト「DATA.GO.JP」」利用規約（CC-BY）」に対して、各府省の意見を反映した規定を追加したもの。
《追加された主な規定》
 - i) 出典の記載について
 - 編集・加工等して利用する場合は出典と併せて、編集・加工等を行ったことを記載すること
 - 編集・加工した情報をあたかも公表者が作成したかのような様態で公表・利用することの禁止
 - ii) 利用目的について
 - ア) 法令、条例又は公序良俗に反する利用を禁止
 - イ) 国家・国民の安全に脅威を与える利用を禁止
 - iii) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについての注意 等

データ所有者の意向(1)

①調査結果

表 把握している情報等の公開状況

	公開可	条件付で 公開可	公開不可	計
公共	56 (43%)	35	39	130
民間	15 (9%)	44	106	165
計	71 (24%)	79	145	295

国土交通省調べ

データ所有者の意向(2)

②公開できない理由/公開するための条件

i) 公共のデータ所有者

〈利用目的〉

- 利用目的の確認(法令・公序良俗に反しないこと)

〈品質〉

- データの品質が保証できないため

〈責任〉

- 責任の所在が不明確
- 責任を負えない

〈第三者権利〉

- 第三者権利(著作権、肖像権、個人情報等)が含まれているため

〈セキュリティ〉

- セキュリティの問題があるため

政府標準利用規約

政府データカタログサイト
利用規約(CC-BY)
政府標準利用規約

政府標準利用規約

政府データカタログサイト利用規約(CC-BY)又は政府標準利用規約で対応可能

データ所有者の意向(3)

②公開できない理由/公開するための条件

ii)民間のデータ所有者

民間データ所有者特有の条件

- 利用に対する対価の設定
- 加工、編集等の二次的著作物に関する制限
- 再頒布に関する制限
- 利用者や利用目的の確認



民間のデータ所有者が重視する観点

〈財産的価値〉

- データの作成・管理に費やした資源の回収

〈機会損失〉

- データの独占的な利用により得られる利益の保証

〈企業イメージの維持・向上〉

- データの利用目的等が企業イメージの毀損・失墜につながらないことの確認



国の規則のほかに、民間のデータ所有者の様々な意向を踏まえた規則が必要